

(別表3)

関係他法令一覧

住宅宿泊事業を行うためには他法令の遵守が必要です。必要に応じて事前の確認や各種手続きを行ってください。

分類	関係法令名	必要となる手続き	概要
共通	消防法	・消防法令適合通知 ・防火対象物使用開始届 等	管轄の消防本部にご相談ください。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		住宅宿泊事業により発生したごみは事業系ごみ(事業系一般廃棄物または産業廃棄物)となりますので、適正に処理してください。 なお、事業系一般廃棄物の処分方法については市町廃棄物担当課に、産業廃棄物の処分方法については管轄の県環境森林(管理)事務所にご相談ください。
	下水道法	届出	市町にご相談ください。
宿泊者に飲食を提供したい時	食品衛生法	営業許可	家主が宿泊者に飲食物を提供する場合、有償無償に関わらず、食品衛生法の営業許可の対象となりますので、管轄の健康福祉センターにご相談ください。
温泉を利用している時	温泉法	利用許可	管轄の健康福祉センターにご相談ください。 また、入湯税の対象となりますので、ご注意ください。
届出住宅に関する事項	都市計画法	開発許可関係の規制の対象となる場合があります	管轄の県土木事務所または市役所にご相談ください。
	建築基準法		